4月第2部会開催ご案内

「育児・介護休業法改正に伴う 職場のマタハラに関する法的知識と裁判例等について」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようご案内致します。

※育児・介護休業法が改正となりました。それに伴い、現在労働相談が急増しているマタニティハラスメント(マタハラ)に関する法律が強化されました。マタハラに関する法律、また該当する言動には何があるのか、さらに不利益とはどのような場合に認定されるのか等を学んで頂きます。法律改正により、マタハラを行った事業主だけでなく、上司や同僚も損害賠償等の対象となりますので、注意が必要となります。専門の特定社会保険労務士の先生に解説して頂きます。人事・労務ご担当者は是非ともご参加頂き、今後の参考にして頂ける内容であります。

尚、ご都合の悪い場合は代理の方をご派遣いただければ幸甚です。また、部会員以外の関係部署からの参加も承りますので、ご遠慮なさらずに是非ともご参加を賜りますようお願いします。

誠に恐縮ですが、出欠の有無を下記出欠表にて4月11日(火)までに事務局宛ご一報下さい。

敬具

記

1、日 時 平成29年4月18日(火)13:30~16:30

2、会場 プラザ洞津 3階『孔雀の間』(近鉄津新町駅下車、西へ徒歩3分)

津市新町 1-6-28 TEL 059-227-3291

3、議 題 「講演テーマ]

「育児・介護休業法改正に伴う

職場のマタハラに関する法的知識と裁判例等について」

- ・ハラスメントについて (パワハラ・セクハラ・モラハラ・LGBT等)
- ・マタハラとは
- ・マタハラに関する法律等
- ・違法なマタハラとは
- ・マタハラ裁判例
- マタハラを防止するために
- ケーススタディ

講師:グッドライフ設計塾 代表 菅田 芳恵 氏 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー)

以上

----- キ---- リ----- ト---- リ*-----* セ----- ン ------

4月第2部会出欠表(平成29年4月18日)

出 席	欠 席
-----	-----

会 社 名

役職・お名前

全 三重県経営者協会